茨城県における水道事業の経営の一体化に係る法定協議会・作業部会

資料２

法定協議会

【構成員】基本協定を締結した団体の首長等（会長：知事、副会長：県企業局長）

【担当事務】以下の内容の承認・決定
（１）投資・財政計画に関すること。
（２）組織・職員、業務運営、施設整備及び財政運営など経営の方針に関すること。
（３）経営統合に必要な予算調整に関すること。

作業部会

（企画部会）
（総務部会）
（業務部会）
（施設部会）

作業部会	主な内容	開催状況
企画部会	・組織構成、事務分担、運営体制に関すること。 ・市町村等職員の派遣、県職員への身分移管等に関すること。 ・議会、中央要望等に関すること。 ・災害時及び事故発生時の対応に関すること（地元管工事業者等との連携等を含む）。 ・災害時及び福祉等の料金減免制度に関すること。 ・営業窓口の設置・運営、給水契約、検針業務、料金収納、滞納整理等に関すること。	４回 （2025年７月15日） （2025年９月30日） （2025年11月28日） （2026年２月12日）
総務部会	・資産の継承に関すること。 ・予算・決算、会計システムに関すること。 ・収入・支出審査、公営企業会計など経理業務に関すること。 ・例規制定・改廃、文書・公印管理等、法制文書に関すること。 ・情報セキュリティ、情報ネットワーク、庁舎・公用車管理等に関すること。 ・福利厚生等に関すること。	４回 （2025年７月15日） （2025年10月23日） （2025年12月23日） （2026年２月12日）
業務部会	・投資・財政計画（繰出金等を含む。）に関すること。 ・水道料金体系に関すること。	２回【議題の一つとして実施】 （2025年９月30日） （2025年12月23日）
施設部会	・水道メーターなどの給水装置、工事事業者指定等に関すること。 ・建設・工務に関すること。 ・運転監視に関すること。 ・取水施設、導水施設、浄水施設等の運転・保全に関すること。 ・水質管理に関すること。	３回 （2025年７月15日） （2025年10月23日） （2026年２月12日）

※作業部会での項目検討にあたり、アンケートを計４回（5/1～5/21、6/20～7/4、10/1～10/20、12/9～1/9）行うとともに、ヒアリングを実施

今年度、作業部会で協議し当協議会で決定した事項

項目名	決定事項
組織・人員体制 （組織体制等）	・　経営主体は、県企業局とする。 ・　統合後の組織は本局と出先機関とし、市町村等水道担当課を県水道事務所支所とするなど、詳細は県人事課と調整を進める。 ・　一部事務組合の湖北水道企業団は県企業局に統合することとし、詳細は県人事課と調整を進める。
組織・人員体制 （市町村からの職員派遣）	・　地方自治法第252条の17に基づき県（知事部局）に派遣し、県企業局の身分を併任することとし、詳細は県人事課と調整を進める。 ・　給与・服務等は、派遣元市町村の制度を適用することとし、詳細は県人事課と調整を進める。
人事 （給料・手当）	・　給料・手当については、派遣元市町村の制度を適用し、支給者は各市町村とし、詳細は県人事課と調整を進める。 ・　退職後の職員の再任用については、派遣元市町村と調整し、配属先や役職等を決定することとする。退職手当は派遣元市町村、退職手当引当金は市町村等から継承する末端給水事業会計で負担することとし、詳細は県人事課と調整を進める。
水道事業以外の事業	・　下水道事業、簡易水道事業、工業用水事業、農業用水事業は、県企業局による経営統合の対象外とする。
市町村長会議	・　地域の意見を聴取する会議体とする。
末端給水料金 （減免制度）	・　災害時減免については、災害の規模や財源の補填状況により都度決定することとする。 ・　漏水時減免については、当面の間は、市町村等水道事業会計ごとに減免率を決定することとする。 ・　福祉減免については、廃止することとする。
情報システム	・　総務系システムは、県のシステム利用を基本とする。 ・　市町村等で利用している業務系システム（財務会計システムを除く）は、当面は統合せず、県の情報セキュリティポリシーに基づき移管し、継続利用する。また、原則として市町村のネットワークから切り離した構成に変更することとする。
営業企画 （給水契約、検針業務、料金収納・滞納整理等）	・　現行の営業窓口の運営体制について、当面は現状を維持することとする。 ・　中長期的に営業窓口の最適化を進めることとする。 ・　給水契約受付、名義変更、口座振替申込、納入証明等の発行について、当面は現状を維持することとする。 ・　検針業務、検針スケジュール、検針作業、検針結果のデータ入力・チェック、水量認定について、当面は現状を維持することとする。 ・　当年度調定、調定料金等の更正、納入通知について、当面は現状を維持することとする。また、下水道使用料の請求については、県企業局が受託することとする。 ・　収納業務、各種納付方法（クレジットカード、電子マネー等）、収納取扱金融機関への預入、口座振替中止依頼、還付について、当面は現状を維持することとする。 ・　滞納整理について、当面は現状を維持することとする。

項目名	決定事項
地域防災計画（県企業局、各市町村）との調整	・ 市町村の地域防災計画及び災害対策本部における現在の水道担当課の役割を、経営統合後は市町村等水道事務所が担い、市町村の災害対策本部の構成員となることを原則とする。
危機管理体制	・ 発災時は、県水道事務所長を本部長とする「現地災害対策本部」を立ち上げ、副本部長に市町村等水道事務所長を充て、その下に班を設置することとする。現地災害対策本部は、市町村災害対策本部及び本局災害対策本部との連絡・連携を図り、施設の復旧及び応急給水を行うこととする。 ・ 危機管理マニュアルの中で、緊急連絡体制、災害発生時の初動行動フロー等を整理することとする。
応急復旧対策	・ 「企業局災害対策基本マニュアル」の内容をベースに、市町村等水道事務所の実情に合わせた危機管理マニュアルを作成することとする。 ・ 末端給水事業が加わることを踏まえ、「企業局災害対策基本マニュアル」を見直すこととする。 ・ 災害時に備えるための管路台帳システムの統一は当面行わないこととする。 ・ 施設の復旧に係る本局･県水道事務所と市町村等水道事務所の役割分担を明確にし､復旧作業人員の招集体制やローテーション体制を構築することとする。 ・ 体制の構築にあたっては、経営統合を活かして迅速な応急復旧を図るため、本局・県水道事務所から市町村等水道事務所、市町村等水道事務所から別の市町村等水道事務所など､相互に復旧作業人員を招集可能にすることとする。 ・ 復旧資機材の備蓄状況や共通して使用可能な資機材を取りまとめ、災害・事故発生時に広域的に共同で使用できる体制を整備することとする。
応急給水対策	・ 「企業局災害対策基本マニュアル」の内容をベースに、市町村等水道事務所の実情に合わせた危機管理マニュアルを作成することとする。 ・ 末端給水事業が加わることを踏まえ、「企業局災害対策基本マニュアル」を見直すこととする。 ・ 応急給水に係る本局･県水道事務所と市町村等水道事務所の役割分担を明確にし､給水作業人員の招集体制やローテーション体制を構築することとする。 ・ 体制の構築にあたっては､経営統合を活かして迅速な応急給水を実施するため、本局・県水道事務所から市町村等水道事務所、市町村等水道事務所から別の市町村等水道事務所など､相互に給水作業人員を招集可能にすることとする。 ・ 給水車・給水資機材の配備・備蓄状況や共通して使用可能な資機材を取りまとめ、災害・事故発生時に広域的に共同で使用できる体制を整備することとする。
相互応援	・ 一般行政部局が他の自治体と締結している包括的な災害時の相互応援協定については、県企業局では原則引き継がないこととする。なお、水道事業独自で他の水道事業体と締結している相互応援協定がないため､検討不要とする。

項目名	決定事項
相互応援	・　県企業局としての災害対応に係る応援ルートは日本水道協会の１つに絞ることとする。
資産の継承 （台帳と現物の照合） （現在水道事業の用に供していない資産） （統合後に不要となる資産）	・　水道事業の用に供する資産で固定資産台帳に記載のある資産については、原則全て県企業局が引き継ぐこととする。 ・　水道事業の用に供していない資産については、経営統合までに市町村等において処分または市町村等への移管等の整理を行うものとし、原則引き継がないこととする。 ・　統合後に不要となる資産については、原則として、不要となった時点で末端給水事業会計（市町村等セグメント）において処分または市町村等へ移管するなどして整理することとする。
資産の継承 （市町村有地に係る借地関係） （民有地に係る借地関係） （構築物に係る権利関係）	・　経営統合後は県に権利義務等を継承することとする。 ・　市町村有地に係る借地関係について、統合後は、無償で使用されているものまたは使用料が減免されているものは無償・減免、有償で使用されているものは有償の取扱いとし、統合前と同一の条件で取り扱うことを原則とする。 ・　民有地に係る借地関係について、統合後は、無償で使用されているものは無償、有償で使用されているものについては有償の取扱いとし、統合前と同一の条件で取り扱うことを原則とする。 ・　道路・河川等の公共用地等に敷設された管路などの構築物に係る占用許可その他これに類する権利関係（契約や協定書等を含む）について、統合後は、無償で使用されているものまたは占用料が減免されているものは無償・減免、有償で使用されているものは有償の取扱いとし、統合前と同一の条件で取り扱うことを原則とする。
予算・決算 （予算編成） （決算） （財務会計システム）	・　財務会計システムは県企業局の財務会計システムに統一することとする。 ・　財務会計システムの主な機能は、収入支出管理、予算管理、決算管理、固定資産管理、企業債管理、貯蔵品管理とする。 ・　水道料金については、従来通り料金システムを使用して徴収するものとし、財務会計システムへは調定毎（請求毎）に総額を入力若しくは記録媒体によるデータ取込の方法とする。 ・　市町村下水道部門との財務会計システムの共同利用は行わないこととする。
情報システム （情報セキュリティ対策）	・　統合後の統合団体は県の出先機関として位置付けられることから、情報漏洩防止の観点において、県の情報セキュリティポリシーに基づいた体制を構築することとする。 ・　統合後に統合団体と市町村が同一施設内にある場合は、県が保有する情報と市町村が保有する情報が混在しないよう、統合団体がパーテーション等による執務スペースの区分等、物理的な情報セキュリティ対策を講じることとする。 ・　統合後に統合団体と市町村のネットワークが同一施設内にある場合は、県が保有する情報と市町村が保有する情報が混在しないよう県のネットワーク専用の複合機を県が整備する。

項目名	決定事項
情報システム（情報セキュリティ対策）	・ 統合団体と市町村が保有する情報を明確に区分するため、統合団体が業務に使用するデータ(起案文書・図面等）を県が配布する外部記録媒体に移行することとする。
情報システム（局内情報ネットワーク及び端末管理）	・ 原則、統合団体は県のネットワークに接続する財務会計システム(予算編成機能)をR9から使用するため、R9.7月までに県のネットワークを整備するものとし、財務会計システムの長期継続契約残期間がある一部の統合団体については、R9.12月までに整備することとする。 ・ 統合団体共通で整備すべき市町村等庁舎までのネットワーク基盤部分(電柱から施設内(ONU設置)までの現地調査、回線工事及び通信機器並び一人１台端末の調達 等)については県が整備することとする。なお、当該費用については統合団体が負担することとする。 ・ 市町村等庁舎内の工事(配管工事等)や執務室内のLAN配線(ラック～端末までのLAN配線、HUBやUTPケーブル等の調達・設置、配線図の作成等)については統合団体が整備することとする。
情報システム（グループウェア管理）	・ 全ての職員が利用する総務系システム（文書管理・決裁システム、グループウェア等）は、県のシステム利用を基本とする。 ・ 市町村等で利用している業務系システム（財務会計システム、料金システム、管路台帳システム等）は、財務会計システムを除いて、当面は統合しないこととする。また、県の情報セキュリティポリシーに合わせた形で県に移管して統合後は当面の間、継続利用することとする。また、原則として市町村のネットワークから切り離した構成に変更することとする。
給水装置等の取扱い	・ 現行の申込・設計審査等の窓口の運営体制について、当面は現状を維持することとする。 ・ 給水装置に係る基準等は、給水条例・条例施行規程・マニュアルに定めることとする。 ・ 家屋建築時等に実施する給水装置工事の事業者指定について、法令に加えて茨城県として規程を定めることとする。 ・ 家屋建築時等に実施する給水装置工事の現指定事業者は、県企業局から指定を受けたものとみなし、統合後に指定を受けた事業者は経営統合対象市町村等の全ての給水区域での指定とする。 ・ 水道加入金については、当面、現状を維持する方向で調整することとする。 ・ 指定事業者登録手数料について、経営統合後は統一することとする。 ・ 家屋建築時等により設置した給水装置の台帳管理は、当面の間は市町村等の現体制を維持することとする。 ・ 事故対応について、当面の間は、現体制により実施することとする。
給水装置工事の構造等	管　　種：高密度ポリエチレン管と同等以上 止 水 栓：官民境界から1m以内 メーター：止水栓から1m以内 深　　さ：私道内60cm以上、宅地内30cm以上　※寒冷地は要検討 埋 戻 し：良質土 離　　隔：0.3m以上 財産区分：給水装置は個人所有 管理区分：水道メーターより1次側（配水管側）は水道事業者管理

項目名	決定事項
水道メーター	・ 保管方法・取付・調査点検・取替修繕は、当面の間は現在の市町村等の体制を維持することとする。 ・ 市町村等水道事業会計が購入し適切な資産管理を実施することとする。
建設工事の取扱い （入札） （契約） （施工管理） （検査）	・ 入札条件は、当面の間、原則、市町村等の従前のルールにより実施することとする。 ・ 入札参加資格者名簿は「茨城県建設工事入札参加資格者名簿」を利用することとする。 ・ 市町村等水道事務所（末端給水事業）での入札契約業務・検査業務は、県企業局で実施することとし、組織・事務分担をとりまとめることとする。 ・ 入札契約業務・検査業務の事務分担は、現在の県企業局のルール「工事1.5億円以上、委託3千万円以上は本局対応」で実施することとする。
施設維持管理の取扱い	・ 水道施設の運転管理・維持管理・事故対応の体制について、当面は現状を維持することとする(取水・導水・浄水・送配水施設等)。 ・ 水道法に基づき設置する必要がある水道技術管理者については、本局に用水供給事業と末端給水事業の水道技術管理者を各々設置することとする。また、市町村等水道事務所には水道技術管理補助者を設置することとする。
水質管理の取扱い	・ 水質検査計画・検査体制について、当面は現状を維持することとする。なお、国の通知に基づき検査が必要な項目（クリプト等）は、経営統合時点で検査計画に位置付けることとする。 ・ 水質事故対応として、県企業局の水質事故対応指針を基本とした末端給水に係る水質事故対応指針を策定することとする。
投資・財政計画	・ 30年後の事業統合を見据え、各水道事業体の経営水準の向上・平準化及び経営基盤の強化を図るために投資・財政計画を策定することとする。 ・ 投資計画については、アセットマネジメント基準で更新した場合、過剰な投資、急激な料金値上げが懸念されることから、事業費縮減を図るため、県企業局が一括してAIを活用した管路評価を実施することとする。 ・ 市町村等においては、当該評価で得られる危険度や、当該地域の将来推計人口、管路の重要性（防災拠点や病院等の接続、基幹管路等）を踏まえ、管路の危険度、更新の緊急度の高い管路から早急に更新し危険度を効率的に大幅に低減させるなど、管路更新に優先順位を付けることとする。 ・ 水道施設の耐震化等については、AIを活用した管路評価に基づく危険度低減や、市町村等の耐震化等の考え方に基づいて、投資・財政計画に位置付けて進めていくこととする。 ・ 大規模な漏水事故をゼロ、小規模な漏水件数を年10件未満にすることを目標とする。 ・ 財政計画については、原則として、料金回収率100%、累積欠損金ゼロ、企業債残高対給水収益500%以下を達成することとする。
市町村等水道事業で負担する費用	・ 認可創設申請委託（末端）、AIを活用した管路評価、財務会計システム関連、ネットワーク整備関係について、市町村等水道事業で費用負担する時期は令和９年度以降で調整することとする。

項目名	決定事項
市町村等水道事業で負担する費用	・　各水道事業会計については、当該水道事業ごとに区分経理することから、各事業における管路・施設設備の整備・更新、運転維持管理に係る費用等については、用水供給事業会計又は各末端給水事業会計の各々で負担することとする。